

# 基本理念

## 1 計画策定の趣旨

近年、毎日の「食」に関して、食を取り巻く社会環境や自然環境は大きく変化しており、人々の食に対する意識の低下や食品の安全・安心への不安、「輸入してまで食べ残す国」という食の状況、また生活習慣病の増加などという問題があります。さらに、コショク（29頁参照）の顕在化や、それによる家庭の食卓でのコミュニケーション不足、また日本の食文化の継承の危機が今、いろいろな場面で解消すべき問題として取り上げられています。

これらの問題に対して、国では平成17年度に食育基本法、及び食育推進基本計画を定め、国として食育を推進することを明らかにし、都道府県や市町村にも食育推進計画を策定するよう、求めています。

一方、さいたま市民の「食」についてしてみると、平成17年度に15歳以上の市民を対象に行った健康についての調査<sup>\*1</sup>によれば、一日三食、きちんと食べている人は全体のうち80.0%で、朝食を「欠食」する人が18.7%という結果になっています。生活の基本となる食事ですが、特に朝食については脳を活性化し、一日を元気に過ごす活力となると言われています。まずこの朝食の欠食率を減少させることが課題です。

また、肥満ややせの問題についてBMI（Body Mass Index：身長からみた体重の割合を示す体格指数）から見ると、20～60歳代男性の肥満者が23.5%、40～60歳代女性の肥満者が16.2%であり、20歳代女性のやせが23.3%、と高い割合を示しています。

同調査での「食」に対する意識の部分では、25.2%の人が自分の食生活に「問題がある」「少し問題がある」と回答しています。これに対しては行政からの情報提供などのほか、地域、家庭を含めて、一人一人が自らの生活リズムや食事バランスを見直し、健全な食生活へと改善する意識をもっていただく必要があります。

一方、食品の安全性については全体の80.0%の人が「何らかの不安がある」と回答しています。この問題の解決のためには生産者、販売者側の適正な生産・品質管理とともに、市民に向けて、流通する食品の正しい知識や情報を提供しなければなりません。

これまでも市では保健福祉や農政、教育などの各部門でそれぞれが食育に関する取り組みを行ってきており、また各種団体や民間事業所においても食育に

\*1 「さいたま市健康についての調査」報告書（平成18年3月）

関する事業を多数実施してきました。しかし、近年市民の食生活はさらに多様化しており、食事や生活リズムの乱れが多く、生活習慣病の増加も見受けられます。

また、日本の伝統的な食事スタイルは、米を中心として、いろいろな素材から組み合わせられた、多様な副食から構成される栄養バランスに優れた「日本型食生活」と言われ、諸外国においても推奨されています。米は和食の他、洋風や中華料理にもあい、おいしく食べられる食品でもあります。

しかし最近では、主食である米などの穀類を主体とする炭水化物の摂取が減少する一方で、脂質の過剰摂取や、野菜の摂取不足など栄養の偏りが見られ、日本型食生活が崩れてきています。

さらに、古来より地域に伝わる、さまざまな行事食や郷土料理、そして、それぞれの家庭の味を、子や孫、仲間などに伝えていくことは、食を知り、季節を知り、人やその土地の歴史を知る上でも重要なことと言えます。豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人から育まれてきた地域の多様性と豊かな味覚、この文化の香りあふれる日本の食文化を忘れることなく、伝承していく必要があります。

これら「食」に関する多くの課題を解決するためには、市民や各種団体、民間事業所と行政が協働し、互いに食の重要性を再認識するとともに、食育をさらに推進していくことが必要となります。またこのような食育の推進により、市民の食生活に関する問題を改善し、心身ともに健やかに生き、人間性豊かに、次の世代を安心して育てられる環境づくりができると考えられます。

そこで市では、市全体で食育を総合的かつ計画的に推進するため、「さいたま市食育推進計画」を策定することとしました。

## 2 食育の基本理念

計画の策定・実施にあたっては、市の基本理念を次のとおり定めて、食育を推進することとします。

「さいたま市では、食育を通して市民の心と身体の健康と、豊かな人間性、また自然への感謝の気持ちを育むことを目指します。

この食育の取り組みは、市民、地域、各種団体などと行政が協働し、推進していきます。」



## ～ 食育とは ～

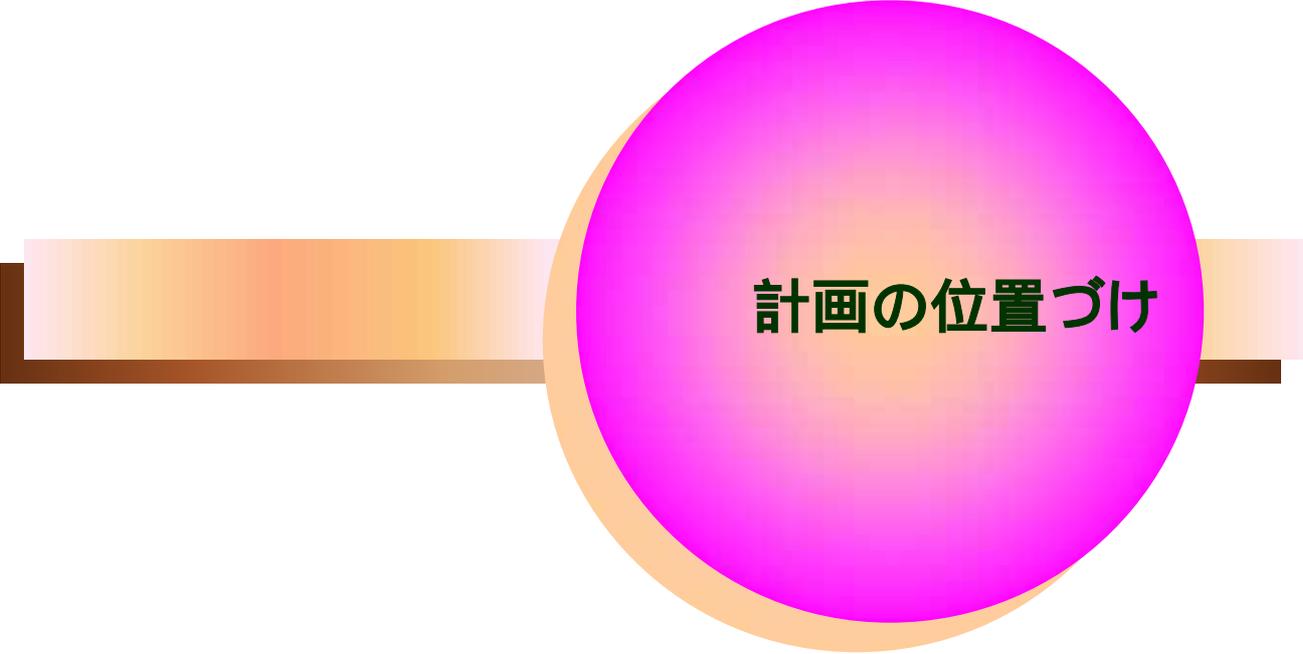
食育とは、人が生きる上での基本であって、毎日健全な食生活を実践するとともに、「食」に関する様々な経験を通して、食の知識と食を選択する力、人とのコミュニケーションなどを学び、自然の恩恵や関係する人々への感謝・理解を深め、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものと言えます。

「食育」という言葉は、明治31年(1898年)に石塚左玄が「食物養生法」において、「食能く人を健にし弱にし、食能く人を聖にし暴にし、食能く人を雅にし俗にするのみならず、食能く人の心を軟化して質素静肅に勤勉し、食能く人の心を硬化して華美喧噪に断行するに至る」、また「嗚呼何ぞ学童を有する都会魚塩地の住民は殊に家訓を厳にして躰育智育才育は即ち食育なりと観念せざるや」と書き、食の重要性を説きました。

また明治36年(1903年)には、村井弦齋が「食道楽」で、「智育と体育と徳育の三つは蛋白質と脂肪と澱粉のように程や加減を測って配合しなければならん。しかし先ず智育よりも体育よりも一番大切な食育の事を研究しないのは迂闊の至りだ」と、智育や体育よりも「食育」が大切だと書いています。これらが、「食育」という言葉の使いはじめとされています。

(参考：内閣府 平成18年版食育白書)





## 計画の位置づけ

# 計画の位置づけ

## 1 計画の位置づけ

本計画については、食育基本法(平成 17 年 7 月施行)及び食育推進基本計画(平成 18 年 3 月食育推進会議決定)に基づく市町村の食育推進計画として、市の総合的計画である「さいたま市総合振興計画」の趣旨に沿い、各分野別計画との調和を図り、策定しました。

## 2 計画期間

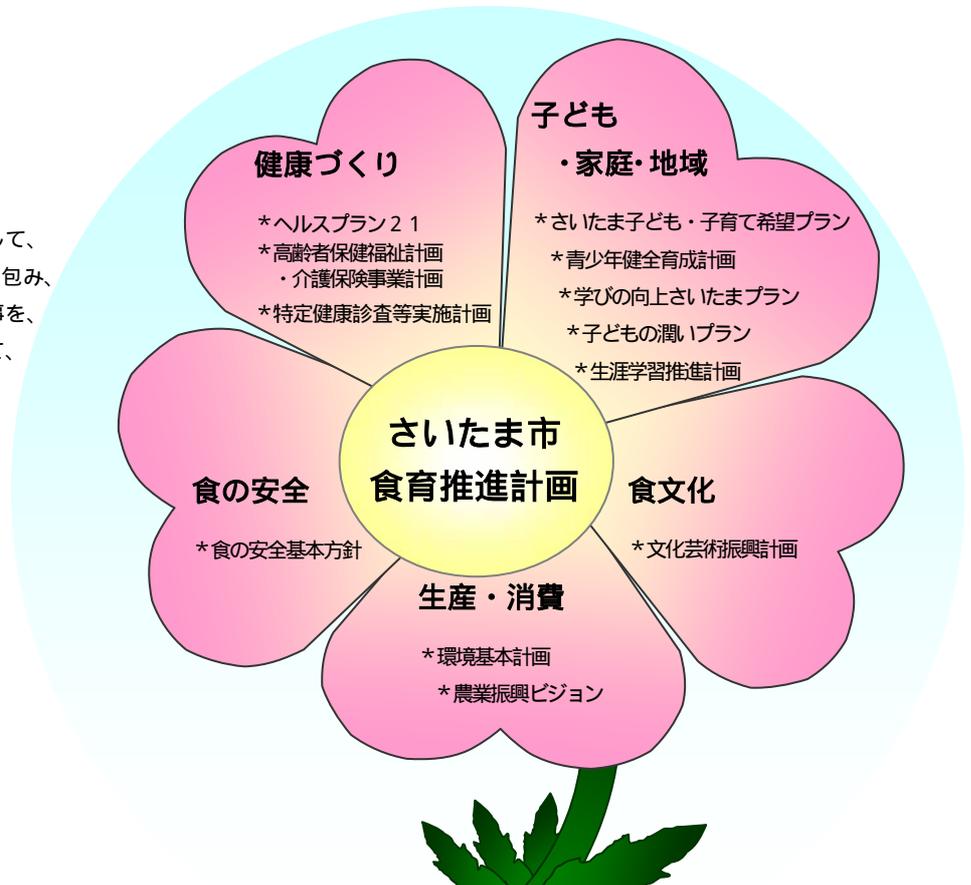
本計画の計画期間は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とします。なお、社会情勢の変化などによって見直しが必要になった場合には、計画期間内であっても計画を適切に見直すこととします。

## 3 市の各計画との関係

食育の推進は、広範、多数の施策、事業を調整する必要があることから、本計画は、市総合振興計画を基礎とし、既に策定されている市の各計画との整合、調和を図り、食育という面で各計画を連結する役割をもつものとなります。

### 食育推進計画の関係イメージ

さいたま市総合振興計画を土台として、各計画を"食育"を中心として全体から包み、一体となって取り組みを進めていく事を、市の花である「サクラソウ」に見立て、表現しました。



食育に係るさいたま市の各計画の概要

	番号	計画・指針等名称	所 管	計画期間(年度) (見直し(予定)年度)	目 的
子ども・家庭・地域		さいたま 子ども・子育て希望プラン	子育て企画課	H17～26 (H21)	子供たちの未来のために今、何が 必要か
		青少年健全育成計画	青 少 年 課	H18～25	青少年が生き生きと輝き、希望を 実現できる地域社会の創造
		学びの向上さいたまプラン	指 導 1 課	H18～	確かな学力の向上を図る
		子ども潤いプラン	指 導 2 課	H15～24 (H19)	子どもたちの健全育成を図る
		生涯学習推進計画	生涯学習振興課	H17～25	だれもが「学べる・選べる・生か せる」生涯学習環境をつくる
健康づくり		ヘルスプラン21	健康増進課	H15～22 (H18)	すべての市民が健やかで、心豊か に生活できる活力ある社会にする
		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	高 齢 福 祉 課 介 護 保 険 課	H18～ (H20)	すべての高齢者が自立と尊厳を保 ちつつ、いきいきと生活できる都 市「さいたま」をめざして
		特定健康診査等実施計画	国民健康保険課	H20～24 (H22)	生活習慣病の発見、改善を目指して
食の安全		食の安全基本方針	生活衛生課	H17～	安心して「食」するために守るべ きこと
生産・消費		環境基本計画	環 境 総 務 課	H16～32 (H19)	自然と共生し持続可能な環境を未 来ある子どものために伝える都市 (まち)
		農業振興ビジョン	農 政 課	H16～32 (H20)	さいたまの農業を守り育てる
食文化		文化芸術振興計画	文 化 振 興 課	H18～25	さいたま市らしい文化を育てる



